

訪問看護医療情報連携加算に係る掲示について

2026 年の診療報酬改定に於いて他の保険医療機関等の関係職種が ICT（情報通信技術）を用いて記録した利用者様に係る診療情報等を活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合の評価が新設されました。

訪問看護医療情報連携加算 1,000円（月 1 回）

当ステーションでは、利用者様の医療・ケアに関わる情報について、連携医療機関（他の保険医療機関、介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅支援事業所若しくは施設サービス事業者、障害児の指定特定相談支援事業者若しくは指定障害児相談支援事業者、市町村等の行政機関又は地域包括支援センター等）と ICT を用いて共有し、常に確認できる体制をとっています。

施設基準

1. 記録された利用者の診療情報等が、連携機関間の協議に基づき、一元的に管理されたサーバーで保管されていること。
2. 情報の共有は利用者が同意した参加者のみにおいて行われること。
3. 情報を共有できる参加者の範囲を随時設定できること。
4. 参加者が、情報を常時、閲覧・取得ができ、利用者ごとに時系列で速やかに表示されること。
5. 参加者が、常時、必要な診療情報等を共有できること。

主な連携機関

丸の内在宅クリニック
みえキッズ&ファミリーホームケアクリニック
三重大学医学部附属病院小児・AYAがんトータルケアセンター
ナカハマデンタル
まんよし歯科
はね調剤薬局修成店
健やか薬局城山店
三重県看護協会訪問看護ステーション なでしこ津
シルバーサービス憩いの汀 I

訪問看護ステーションほたるみえ